宇陀市地域公共交通総合連携計画

宇 陀 市

# 目 次

- 1. 経緯
- 2. 宇陀市地域公共交通総合連携計画の区域
- 3. 宇陀市地域公共交通総合連携計画に関する基本方針
- 4. 宇陀市地域公共交通総合連携計画の目標
- 5. 事業の概要及び事業の実施主体
- 6. 計画期間
- 7. 宇陀市地域公共交通活性化再生協議会規約
- 8. その他

### 宇陀市地域公共交通総合連携計画

### 1. 経緯

- ·平成20年2月26日作成
- · 平成20年3月24日公表

### 2. 宇陀市地域公共交通総合連携計画の区域

・宇陀市内全域 別紙、宇陀市管内図

### 3. 宇陀市地域公共交通総合連携計画に関する基本方針

- ・少子化に伴う人口の減少等により、市内のバス路線が相次いで休止されていることから特に交通弱者等への対応が大きな課題となっており、生活交通のための移動手段を維持、確保するために当市内の新たな交通ネットワークシステムの再生を目指す。
- ・市町村合併により市域が広域となったことで、地域の地理的条件や生活 パターンがそれぞれ大きく異なることから、移動手段の維持及び確保につ いては、その地域の実情に合った効率的で効果的な交通体系の構築を目指 す。
- ・近年、モータリゼーションの進展に伴い、地域住民の移動手段の選択肢が大きく変化している中で行政だけの施策では非常に難しい状況となっており、地域公共交通の活性化や再生については、地域住民及び公共交通事業者等の関係者が一体となった取り組みを目指す。

※別紙、平成19年度宇陀市営有償バスの運行実績表

# 4. 宇陀市地域公共交通総合連携計画の目標

市内の地域によっては、公共交通事業者が不採算バス路線からの撤退等により、交通空白地帯の問題が生じており、高齢者・障害者や通勤・通学者など、自家用自動車での移動が困難な住民や来訪者等の交通手段の維持及び確保が重要な課題となっていることから、公共交通事業者等に現行バス路線の継続運行等に対する財政的な支援をすることにより、地域住民の生活交通に必要となる最低限度の移動手段を維持・確保する。

また、現在、既に休廃止されているバス路線においては、代替措置とし

て市営有償バス等のコミュニティバス運行(一部の路線では、実証運行) を実施しているが、住民、来訪者等からの意見やバス運行の利用実績等を 基にして、それぞれの地域の実情に合った交通体系(デマンド型交通、福 祉バス・スクールバス・タクシー等の活用等)を関係者との間で検討、調 整しながら、新たな交通システムを再構築する。

将来的には、単に財政的な支援対策や休廃止されたバス路線に変わる代替バスの運行事業計画に留まらず、公共交通の利用促進活動や安全な輸送サービスの提供(施設等のバリアフリー化等)、鉄道交通等との乗継利便の向上等、まちづくりや観光振興等との連携を図りながら、地域公共交通の活性化再生に向けた「総合連携計画」の見直しを行っていくものとする。

## (重点的に取り組む事業)

- ◎ 不採算バス路線の維持及び廃止代替路線等の確保
  - ・路線バス運行事業者及び地元地域の団体等による代替運送事業への 財政支援
- ◎ 廃止バス路線の代替処置及び新たな交通システムの再構築
  - 市営有償運送(交通空白輸送、市町村福祉輸送)の実施等
  - ・公共交通の利用促進活動等
  - ・新交通システム (デマンド型交通、スクールバス等) の導入、活用等

### 5. 事業の概要及び事業の実施主体

① 事業名: 宇陀市生活路線バス運行対策費補助金交付事業

・バス路線: 奥宇陀線「上内牧系統」、室生線(運行主体: 奈良交通)

(実施時期:平成20年度~)

(実施主体:宇陀市)

- ② 事 業 名:字陀市廃止路線代替バス運行対策費補助金交付事業等
  - ・ほっとバス錦(運行主体:名張市錦生地区運行協議会)
  - ・らくらくバス(運行主体:宇陀市社会福祉協議会)

(実施時期:平成20年度~)

(実施主体:宇陀市)

# ③ 事業名:字陀市代替バス事業(市営有償バス運送)

項目	代替バス事業				
利用者のニーズ	平成19年3月末日で市内を運行していた路線バス				
(現状と課題)	(奈良交通:榛原大野線、毛原線、室生線「血原橋・				
	辰尾橋・上田口弁天系統」) が、不採算路線であるこ				

		とから運行休止となり、地域住民の移動手段の確保 が重要な課題となっていたため、市地域公共交通会				
		議等においてその対応策が協議され、同年4月から 国の補助制度を活用し市営有償バス(下記、3路線)				
		の実証運行を開始した。   平成 20 年度については、前年度のバス利用実績及				
		び利用者等の意見に基づき、各路線ごとに運行経路、				
		運行時刻等の見直しを行い継続運行を実施する。				
		市営有償バス事業は、当市が道路運送法に基づいて運輸局に登録することにより、市が独自に実施する有償運送事業である。				
		基本的には、市が所有する2台の車両(10人乗り				
		のワゴン車、18人乗りのマイクロバス)を活用して、				
		下記①~③の3路線の運行を業者委託し実施するも				
		のである。   ・運行回数:3往復/日(一部路線で変則運行)				
		・運休日:土日・祝日、年末年始				
		- 連 賃:350円 (小人180円)				
事		◆ 市営有償バスの運行 (4路線)				
業	事業概要	(1) 榛原大野線:「対象地域:榛原区、室生区				
計		(運行区間:宇陀市役所 ~ 室生地域事務所)				
画		② 室生南部線:[対象地域:室生区]				
		(運行区間:室生地域事務所 ~ 黒岩口)				
		③ 室生北部線:[対象地域:室生区]				
		(運行区間:室生地域事務所 ~ 下笠間)				
		④ 大宇陀南部線:[対象地域:大宇陀区]				
		(運行区間:区内一部循環)				
		※④大宇陀南部線は、市町村合併(平成 18 年 1 月 1				
		日合併)までに、旧町が既に実施していたバス路線で				
	字长吐册	ある。(運休日・運賃は、他の3路線と異なる)				
		平成 20 年 4 月~ 字陀市				
	天旭土平	テアピリ    市営有償バスの運行については、平成 20 年 1 月 31				
		日に開催された「第2回宇陀市地域公共交通会議」				
	備考	において承認された事業計画である。				
		「国からの支援を想定」				

# ④ 事業名:宇陀市福祉移送サービス事業

	項目	代替バス事業			
		平成 19 年度においても合併前の旧町村(菟田野			
		区、室生区) において実施されていた福祉移送サー			
		ビス事業がそれぞれに継続されており、市としては			
利用	者のニーズ	統一した移送サービスの提供が喫緊の課題となって			
(現	状と課題)	いた。			
		平成 20 年度の福祉移送サービス事業については、			
		宇陀市が市内全域の住民を対象として、市社会福祉			
		協議会への委託により実施する。			
		市福祉移送サービス事業			
		福祉移送サービス事業は、当市が道路運送法に基			
		づいて運輸局に登録することにより、市が独自に実			
事		施する有償運送事業である。			
尹	事業概要	運行については、同協議会が所有する2台の車両			
未計		(リフトアップ付き軽自動車)を活用し実施する。			
画		・対象者:車イスを使用しないと移動が困難な住民			
Щ		・対象地域:宇陀市全域			
		・使用料:一律300円、1km 増すごとに100円			
	実施時期	平成 20 年 4 月~			
	実施主体	宇陀市			
		市福祉移送サービス事業の実施については、平成20			
	備考	年1月31日に開催された「第2回宇陀市地域公共交			
		通会議」において承認された事業計画である。			

# ⑤ 公共交通(路線バス及び市営有償バス等)の利用促進活動(事業概要:)

- ・時刻表、公共交通路線図、ポスター等作成・配布等
- ・アンケート調査等による情報収集調査と分析
- ・公共交通の普及促進活動等に関する講演会の開催等
- ・バス停留所、関連施設等の整備等
- ・低廉なバス運賃、割引乗車券等各種企画乗車券の発売等

(実施時期:随時[平成20年度後期~])

(実施主体:宇陀市、市立病院、宇陀市自治連合会、奈良交通)

- ⑥ 新交通システム (デマンド型交通、スクールバス等) の導入、活用 (事業概要:)
  - ・デマンド型バス運行等の導入及び検討
  - ・スクールバス、診療所送迎バス等の活用等

(実施時期:平成21年度~)

(実施主体: 宇陀市、市教育委員会)

### ⑦ その他

### (事業概要:)

- ・バリアフリーによる乗継の円滑化等
- ・その他創意工夫による事業等

(実施時期:平成22年度以降)

(実施主体:市内交通事業者、宇陀市)

6. 計画期間

平成20年度~平成22年度

- 7. 宇陀市地域公共交通活性化再生協議会規約 ※別紙、同協議会規約及び構成員名簿一覧表
- 8. その他

(交通会議開催等の経過)

「平成17年度、平成18年度]

平成 18 年 2 月 17 日 宇陀市生活交通対策会議 設置

(第1回~5回の調整会議を開催)

平成18年4月 市内の休止対象バス路線を対象に利用者アンケート

及び利用者数の実態調査を実施(調査期間:

H18/4/15~H18/4/25の10日間、5路線)

平成 18 年 12 月 26 日 第 1 回字陀市生活交通対策会議

平成19年度宇陀市営有償運送の運行計画案を協議

平成19年1月16日 宇陀市地域公共交通会議 設置

平成19年1月26日第1回宇陀市地域公共交通会議

平成19年度宇陀市営有償運送の運行計画案を協議

平成 #年 #月 #日 同交通会議において同計画案を承認

# 「平成19年度]

平成19年4月2日 宇陀市営有償バス運行開始(実証運行)

(第1回~3回の調整会議の開催)

平成19年12月25日 第2回宇陀市生活交通対策会議

平成 20 年度宇陀市営有償運送及び宇陀市福祉移送

サービス事業の運行計画案を協議

平成20年1月31日第2回宇陀市地域公共交通会議

平成 20 年度宇陀市営有償運送及び宇陀市福祉移送

サービス事業の運行計画案を協議

平成 #年 #月 #日 同交通会議において同計画案を承認

平成20年2月26日 第1回宇陀市地域公共交通活性化再生協議会

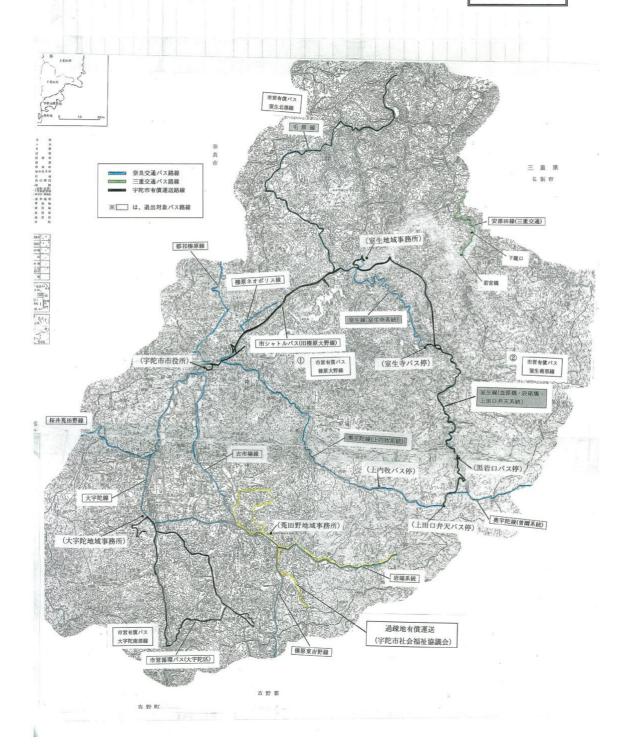
宇陀市地域公共交通総合連携計画及び総合事業計

画案を協議

(組織については、別紙、宇陀市地域公共交通会議

の委員)

平成 #年 #月 #日 同協議会において同計画案を承認



# 平成19年度 宇陀市営有償バスの運行実績表

# 1. 運行期間:平成19年4月~9月(上半期)

路線名	乗車人数(人)	運行日数(日)	運行便数(便)	1日平均(日)	1 便平均(便)	使用料 (運賃)
①大宇陀南部線	3, 033	183	1, 098	16.6	2. 8	694, 355
②榛原大野線	8 0 9	1 2 4	7 4 4	6. 5	1. 1	264, 450
③室生南部線	1, 412	1 2 4	496	1 1. 4	2. 8	476, 190
④室生北部線	9 0 9	1 2 4	4 9 0	7. 3	1. 8	309,650
2+3+4	3, 130					1, 050, 290
合 計	6, 163					1, 744, 645

# ◇乗車人数

期間				上半期				下半期					合計		
路線名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	小計	百百
①大宇陀南部線	558	525	531	494	441	484	3,033	458	415	397	393			1,663	4,696
②榛原大野線	137	144	141	138	136	113	809	111	119	112	95			437	1,246
③室生南部線	307	299	230	193	206	177	1,412	249	260	203	180			892	2,304
④室生北部線	147	150	159	170	149	134	909	153	161	164	139			617	1,526
2+3+4	591	593	530	501	491	424	3,130	513	540	479	414			1,946	5,076
合 計	1,149	1,118	1,061	995	932	908	6,163	971	955	876	807			3,609	9,772

宇陀市地域公共交通活性化再生協議会規約

### 宇陀市地域公共交通活性化再生協議会規約

(設置)

- 第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年 法律第59号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき、地域公共交通 総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連携計 画の実施に係る連絡調整を行うため、協議会として設置する。 (名称)
- 第2条 この会の名称は、宇陀市地域公共交通活性化再生協議会(以下「協議 会」という。)とする。
- 第3条 協議会の事務所は、奈良県宇陀市榛原区下井足17番地の3宇陀市役 所内に置く。

(事業)

(事務所)

- 第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を行う。
  - (1) 連携計画の作成及び変更に関すること。
  - (2) 連携計画の実施に関すること。
  - (3) 協議会の運営に関すること。
  - (4) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第5条 協議会は、別に定める委員をもって組織する。

(委員の任期)

- 第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議 会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任した ものとみなす。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の定数及び選任)

- 第7条 協議会に、次の役員を置く。
  - (1) 会 長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 監査員 2名
- 2 前項の役員は、委員の中から総会において互選により選任する。
- 3 会長、副会長及び監査員は、相互に兼ねることはできない。 (役員の職務)
- 第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会 長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監査員は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
  - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。 (役員の任期)
- 第9条 役員の任期は、委員の任期とする。
- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 (任期満了又は辞任の場合)
- 第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役

員が就任するまでの間は、引き続きその職務を行うものとする。 (報酬)

第11条 委員及び役員の報酬は、これを支給しない。

(総会の運営)

- 第12条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長が指名する。
- 4 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 5 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 6 総会は原則として公開とする。

(総会の議決方法等)

- 第13条 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 2 総会の議事は、第15条に規定するものを除き、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (総会の権能)
- 第14条 総会は、この規約において定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
  - (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
  - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
  - (3) 協議会規約の制定及び改廃に関すること。
  - (4) 第4条各号に関すること。
  - (5) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

- 第15条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席委員の3分の2以上 による議決を必要とする。
  - (1) 協議会規約の変更
  - (2) 協議会の解散
  - (3) 委員の除名
  - (4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

- 第16条 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、 無効とする。
- 3 第13条第1項及び第3項並びに第15条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。 (協議結果の尊重義務)
- 第17条 総会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果 を尊重しなければならない。

(議事録)

- 第18条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
  - (1) 開催日時及び開催場所
  - (2) 委員の現在数、当該総会に出席した委員数、第16条第3項により当該 総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した委員の氏名
  - (3) 議案
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果

(事務局)

- 第19条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。 (業務の執行)
- 第20条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。
  - (1) 事務局規程
  - (2) 財務規程
  - (3) 文書取扱規程
  - (4) 公印取扱規程
  - (5) 内部監查実施規程

(書類及び帳簿の備付け)

- 第21条 協議会は、第3条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え 付けておかなければならない。
  - (1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
  - (2) 委員等の氏名及び住所を記載した書類等
  - (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿等
  - (4) 総会の議事録
  - (5) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿等

(事業年度)

第22条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第23条 協議会の業務に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他 の収入をもって充てる。

(監査等)

- 第24条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、総会の開催の日の20日前までに監査員に提出して、その監査を受けなければならない。
  - (1) 事業報告書
  - (2) 収支決算書
- 2 監査員は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(報告)

- 第25条 会長は、次の各号に掲げる書類を、宇陀市長に提出しなければならない。
  - (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
  - (2) 前年度の収支決算書及びその年度の収支予算書

(協議会が解散した場合の措置)

第26条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長が清算する。

(その他)

第27条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、 会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成20年2月26日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員の任期については、第9条第1項の規定にかか わらず、平成22年3月31日までとする。

3 協議会の設立初年度の会計年度については、第22条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成21年3月31日までとする。

宇陀市地域公共交通活性化再生協議会委員

構成		所属団体名	役 職		
		宇陀市	市長		
		国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局	支 局 長		
		奈良県宇陀土木事務所	所 長		
		奈良県警察宇陀警察署	署長		
		奈良県企画部観光交流局	局 長		
		県生活交通対策連絡協議会 (委員)	副市長		
		宇陀市自治連合会	会 長		
	委員	宇陀市観光連盟	会 長		
委員会		(社) 宇陀市社会福祉協議会	会 長		
		宇陀市身体障害者福祉協会	会 長		
		奈良県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長		
		社団法人奈良県バス協会	専務理事		
		奈良県タクシー協会	専務理事		
		   奈良交通株式会社	取締役		
			自動車事業本部副本部長		
		三重交通株式会社	取締役 白動東東業太郊長		
			自動車事業本部長取締役支配人		
		有限会社テンマサービス	代表者		
		有限五圧/ママケーレハ	1 4 1		

# 宇陀市地域公共交通活性化再生協議会役員

構	成	所属団体名	役職		
	会 長	宇陀市	市長		
勿見	副会長	県生活交通対策連絡協議会 (委員)	副 市 長		
役員	<b>**</b>	宇陀市自治連合会	会 長		
	監査員	奈良県企画部観光交流局	局 長		

宇 陀 市